

「包括旅行チャーターの取扱いについて」の改正について

1、 背景

国際旅客を対象とし、地上部分におけるツアー等とチャーター便による航空運送を組み合わせた包括旅行チャーター（以下、ITC）について、より一層の国際線チャーター便の増加を通じた国際観光の振興や、地方空港の活性化を図る等の観点から、ITCの取扱いについて検討し、通達改正を行うものであります。

2、 内容

・ 宿泊施設の手配について

現在はツアー全日程の宿泊施設の手配を求めていましたが、全日程の半分以上の日程の宿泊施設の手配を求めるとします。

例： 4泊6日のITC利用旅行商品の場合

【現 行】 4泊全ての宿泊施設の手配が必要

【改正後】 2泊（全日程の半分）以上の宿泊施設の手配が必要
残りの日程は、宿泊施設の手配は不要
（旅行者は知人宅・他の都市等での宿泊が可能となる）

・ 複数国を周遊する場合の、宿泊数の制約について

現在は外国航空企業を利用したITCにおいては、当該外国航空企業が属する国（以下「相手国」という。）に全宿泊日程の50%以上の日程の滞在を求めていましたが、上記制約を撤廃することとします。但し、相互主義の観点から、当該外国航空企業が属する国による本邦社の運航に対する同様の取扱を確認することとします。

例：成田→A国→B国→C国→A国→成田 という行程で、A国の航空企業を利用した6泊8日のITC利用旅行商品の場合

【現 行】 A国に3泊（全宿泊数の50%）以上の宿泊が必要

【改正後】 A国での宿泊日数に関する制限を撤廃する。ただし、相手国であるA国においても、本邦社がITCを運航する際に宿泊日数に関する制限がないことを確認する。

- ・ 第3国の航空会社を利用した ITC の運航について

現在は運航路線に係る相手国以外の国の航空企業（第3国企業）による ITC の運航を認めておりませんが、発着地国の航空企業が対応できない場合には、第3国企業による運航を認めます。但し、相互主義の観点から、当該第3国が属する国による本邦社の運航に対する同様の取扱を確認することとします。

例：関空→D国→関空 という行程の ITC 利用旅行商品の場合

【現行】 日本の航空会社か、D国の航空会社による運航

【改正後】 日本の航空会社とD国の航空会社が対応できない場合は、E国（第3国）の航空企業を利用した ITC 旅行商品を認める。ただし、E国（第3国）においても、本邦社が第3国企業として ITC を運航することを認めていることを確認する。

- ・ 運航頻度等についての制限

ITC については、現在は同じ曜日の運航が連続して3週を超えず、かつ、平均して週2便を超えないことを要件としていましたが、定期便が運航していない路線においては、同じ曜日の連続運航についての制限をなくします。

なお、従来は、一時的な需要が見込まれる国際的イベント開催期間や年末年始等の季節的な需要が見込まれる休暇期間等の繁忙期においては、当制限を超える運航を認めていますが、季節的な需要が見込まれる相手国の休暇期間についても繁忙期として上記制限を超える運航を認めることとします。

- ・ その他所要の改正を行います。

3、 実施時期

パブリックコメント終了後、所要の周知期間を取りつつ、「包括旅行チャーターの取扱いについて」（平成11年空国第55号・空事第159号）の通達改正をもって実施いたします。